

感染症法 関係条文

(獣医師等の責務)

第五条の二 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

- 2 動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は販売する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(以下略)

(獣医師の届出)

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

(以下略)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

- 2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(以下略)

(輸入届出)

第五十六条の二 動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び第六十九条第九号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める

平成15年 輸入状況 (単位:頭、羽)

陸生哺乳類(計)		636,337			
食肉目(総計)		22,902			
フェレット(計)	22,069	デンマーク	77		
		オランダ	59		
		チェッコ	70		
		カナダ	1,092		
		アメリカ	13,336		
		ニュー・ジーランド	7,435		
		食肉目その他のもの(計)		833	
		大韓民国	1		
		インドネシア	28		
		デンマーク	50		
		イギリス	1		
		アイルランド	25		
フランス	126				
スイス	2				
ポーランド	2				
ロシア	44				
ラトヴィア	4				
リトアニア	3				
カナダ	12				
アメリカ	511				
メキシコ	1				
ガイアナ	2				
パラグアイ	7				
エジプト	2				
南アフリカ	2				
ニュー・ジーランド	10				
うさぎ目(計)		9,921			
		中華人民共和国	8,049		
		オランダ	1,760		
		アメリカ	112		
翼手目(計)		12			
		アメリカ	4		
		ニュー・ジーランド	8		
げっ歯目(総計)		600,858			
ハムスター(計)	514,203	大韓民国	31,238		
		オランダ	267,273		
		チェッコ	211,335		
		アメリカ	4,357		
モルモット(計)		390			
		カナダ	370		
		アメリカ	20		
プレーリードッグ(計)		1,107			
		カナダ	50		
		アメリカ	1,057		
チンチラ(計)		1,351			
		オランダ	1,351		
りす(計)	37,919	中華人民共和国	35,776		
		タイ	250		
		オランダ	73		
		カナダ	1,050		
		アメリカ	770		
ラット(計)		6,348			
		スイス	50		
		アメリカ	6,298		
マウス(計)		28,132			
		パキスタン	603		
		フランス	1,049		
		カナダ	10		
		アメリカ	26,470		
げっ歯目その他のもの(計)		11,408			
		中華人民共和国	800		
		パキスタン	6,043		
		オランダ	3		
		ウクライナ	102		
		チェッコ	1,495		
		カナダ	55		
		アメリカ	1,645		
		エジプト	1,155		
		タンザニア	10		
		マダガスカル	100		
哺乳類その他のもの(計)		2,644			
		中華人民共和国	300		
		インドネシア	550		
		パキスタン	945		
		イギリス	3		
		オランダ	45		
		ドイツ	2		
		ポーランド	2		
		ロシア	6		
		ウクライナ	67		
		カナダ	267		
		アメリカ	306		
		ガイアナ	4		
		パラグアイ	51		
		ニュー・ジーランド	65		
		ソロモン諸島	31		

鳥類(計)		121,114	
猛禽類(計)		3,179	
		ジョルダン	29
		レバノン	158
		ウズベキスタン	823
		イギリス	152
		オランダ	25
		ベルギー	23
		ドイツ	28
		ロシア	278
		ブルガリア	1
		エストニア	1
		ウクライナ	128
		カナダ	5
		パラグアイ	23
		ギニア	449
		トーゴ	1,045
		カメルーン	6
		タンザニア	2
		南アフリカ	3
おうむ目(計)		11,062	
		台湾	2,315
		タイ	15
		シンガポール	339
		マレーシア	1
		フィリピン	236
		インドネシア	36
		ミャンマー	400
		パキスタン	431
		イギリス	188
		オランダ	3,838
		ベルギー	1,072
		アメリカ	679
		ニカラグア	101
		ガイアナ	272
		南アフリカ	1,002
		ニュー・ジーランド	59
		ソロモン諸島	78
はと目(計)		4,606	
		台湾	854
		シンガポール	2
		イギリス	4
		オランダ	339
		ベルギー	3,399
		アメリカ	8
鳥類その他のもの(計)		102,267	
		大韓民国	16,636
		中華人民共和国	626
		台湾	27,250
		ヴェトナム	793
		シンガポール	288
		マレーシア	754
		インドネシア	9,466
		ミャンマー	2,540
		インド	100
		パキスタン	20,603
		イギリス	109
		オランダ	2,671
		ベルギー	394
		フランス	3,502
		ドイツ	4
		ロシア	4,929
		チェッコ	4
		アメリカ	54
		ニカラグア	6
		ペルー	755
		パラグアイ	14
		アルゼンティン	17
		セネガル	950
		ギニア	2,050
		タンザニア	6,580
		南アフリカ	828
		オーストラリア	266
		ニュー・ジーランド	78

出典:財務省貿易月表

・申告額20万円以上の場合のみ計上される
 ・品目細分は厚生労働省が指定
 (牛等家畜や犬等の他法令検疫対象は本紙から除外)

げっ歯目の死体(計)		1,514,600	
冷凍マウス	中国	1,514,600	

参考:輸入が判明したもののみ

動物の輸入届出制度の概要

